

豊中市本社機能立地促進奨励金交付要領

【目的】

市内において、本社機能を担う事業所の立地の促進を図ることで、本市経済を活性化することを目的とします。

【概要】

対象者	<ul style="list-style-type: none">建物を新たに取得することにより、<u>本社機能</u>を市に移転する事業者<u>会社法上の会社</u>資本金 1,000 万円以上かつ、常時雇用する従業員数が 20 名以上の会社
対象地	<ul style="list-style-type: none">市内全域
交付要件	<ul style="list-style-type: none">(1)事業所（建物）を新規取得していること(2)土地を自己所有又は賃借していること(3)設備（償却資産）の新規取得額合計が 1,000 万円以上であること(4)事業開始後 3 年を経過した日に、市民を 1 年以上新規に正規雇用していること （雇用促進）
交付内容	<ul style="list-style-type: none">(1)～(3)土地・事業所（建物）・設備（償却資産）にかかる固定資産税相当額の 1/2 を 5 年間にわたって交付【1 会計年度につき、上限 1 億円】(4) 雇用促進1 人あたり 10 万円【上限 1,000 万円】1 回のみ
備考	<ul style="list-style-type: none">奨励金の申込みにあたっては、建築確認申請までに、事前に産業振興課へご相談ください。居抜き物件を取得する場合は、建築検査済証を取得していることを必ずご確認ください。

【本社機能】：会社の事業活動において全社的な業務を行うもののうち、特に重要な役割を担う企画、情報処理、研究開発に関する機能、または財務、人事などの管理部門機能をもち、登記又はその他の方法により対外的に明示されているもの

（例）経営企画部門・経営戦略部門（事業や製品の企画・立案や市場調査、戦略的意思決定を行うもの）、システム開発部門（自社の社内業務としてシステム開発およびその運営管理などを専門的に行うもの）、研究開発部門（基礎・応用研究、製品や製造技術の開発および研究を行うもの）、管理部門（総務・経理・人事・人材育成・広報など）

【会社法上の会社】：株式会社、合同会社、合名会社、合資会社

※詳細は下記連絡先までお問い合わせください。

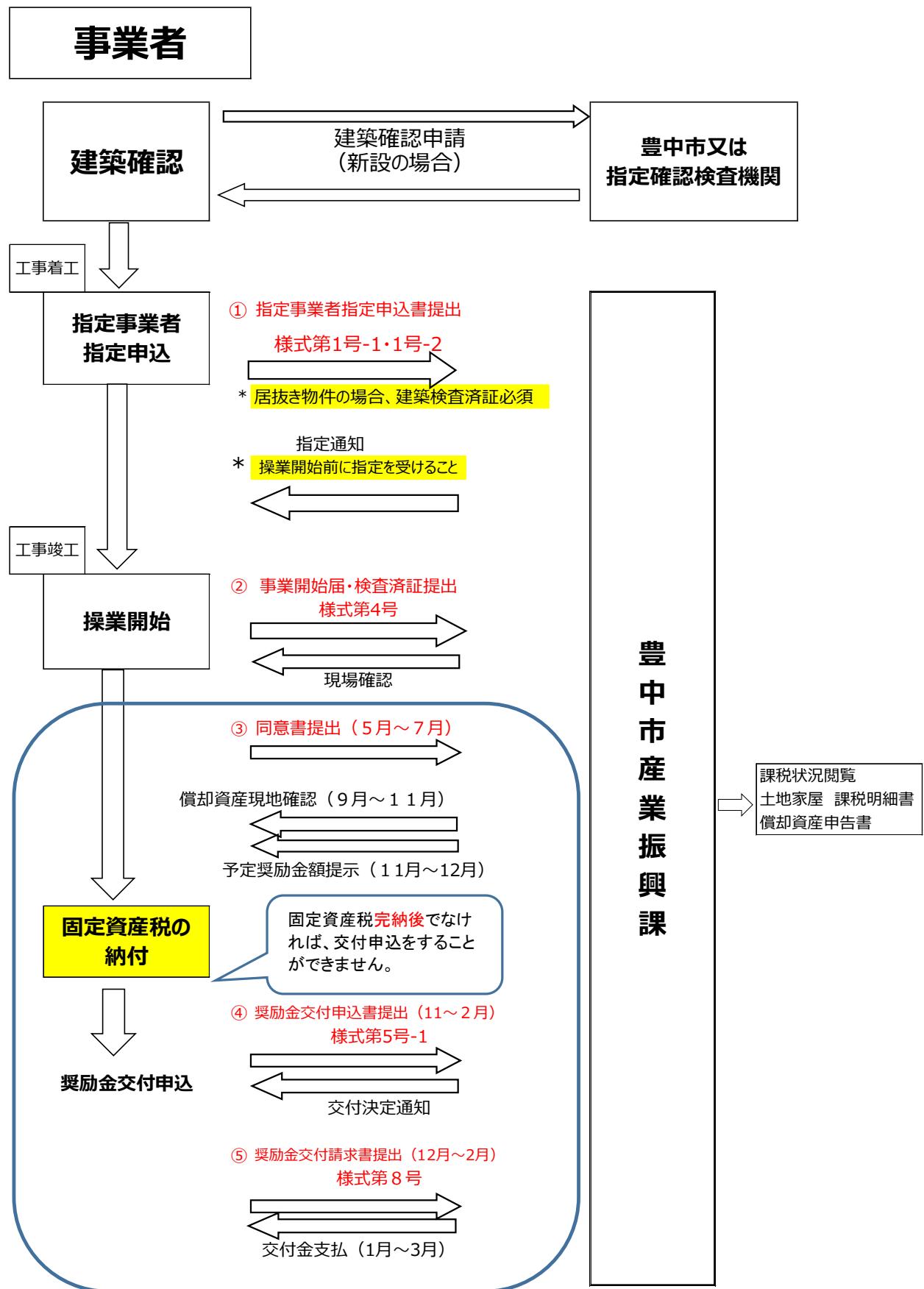
＜申込み・問合せ先＞

豊中市 都市活力部 産業振興課（市役所第一庁舎 5 階）

TEL：06-6858-2199 FAX：06-4865-2058

 詳細はこちら

本社機能立地促進奨励金 手続きの流れ



※ 居抜き物件などで検査済証を取得していない場合、ガイドライン調査報告書の提出が必要になります。

※ で囲まれた手続については5年間、毎年度行う必要があります。

途中で指定事項に変更（代表者の変更等）が生じた際は変更届（様式第9号）が必要になります。